

建築確認申請経由フロー

本市では、大阪府建築基準法施行条例により建築確認申請に伴う事務処理の一部の委任を受けております。市に建築確認申請を提出するまでに都市計画法第36条完了公告、第53条許可、都市計画法施行規則第60条の規定による開発許可不要等証明、宅地造成等規制法第13条完了検査、建築基準法第43条許可、大阪府福祉のまちづくり条例事前協議、富田林市開発指導要綱 等必要な許認可・協議は完了しておいて下さい。

都市計画課にて受付(市庁舎4階)

建築確認申請 3部 (正本・副本・市控)

※消防同意が必要な申請は4部(正本・副本・市控・消防控)

平成27年6月1日の建築基準法改正に伴い、構造計算適合性判定を建築主事及び指定確認検査機関の審査から独立させ、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改正されました。これにより、構造計算適合性判定の図書については、本市を経由していただく必要がなくなりました。

市控にも正本とは別途、建築計画概要書A3両面コピーを添付して下さい。

他の行政機関で必要とされている調査依頼書等、別途申請者で用意していただく書式はありません。

市控・消防控は意匠図と設備図のみになります。構造計算書や構造図は必要ありません。

受付時に概ねの処理日数をお伝えさせていただきますが、消防同意が必要な申請については消防同意処理期間により経由処理が長くなることがあります。(円滑な消防同意処理を行うため、必要となる消防用設備等については予め予防課と事前協議をするよう努めて下さい。)

市職員による現地調査

市職員が申請地を現地確認し、調査票を作成し正本に添付します。

正本・副本に経由印を捺印します。

消防長の同意

申請者で持ちまわっていただく必要はありません。

(市都市計画課⇄消防予防課 内部処理いたします。)

消防同意にて必要な消防用設備等及び設計図書等の確認をいたします。

都市計画課にて返却

・経由完了の連絡については、本市都市計画課 開発指導係より電話で行います。

もしお問合せされる場合は、申請地と申請者の方のお名前をお伝えください。

連絡先: 0721-25-1000 内線454、458 都市計画課 開発指導係

受け取りの際は代理者の受領印が必要となります。

大阪府建築主事もしくは民間指定確認検査機関に提出

なお、本市内には建築協定区域や、自治会が同意を要請している地域もございますので、詳しくは都市計画課 開発指導係までご確認ください。

お問合せ先

市への建築確認申請経由方法について

建築基準法取扱いについて

富田林市都市計画課 開発指導係

0721-25-1000 (内線454、458)まで

大阪府審査指導課 確認検査グループ

06-6941-0351 (内線3026、4323)まで